

旧	新
<p data-bbox="181 421 692 450"><u>体育史専門分科会役員選出に関する規程</u></p> <p data-bbox="201 557 587 586">(選挙管理委員会の組織・任務)</p> <ol data-bbox="217 607 804 1211" style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙管理委員会（以下委員会という）は本分科会正会員の中から会長が委嘱した委員若干名によって構成される。</li> <li>2. 委員会は事務局の協力を得て役員選挙管理に関する業務を行う。</li> <li>3. 委員会は互選により委員長、副委員長各 1 名を選出する。委員長は委員会を代表し業務運営の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその任務を代行する。</li> <li>4. 委員会は当該役員選挙終了直後の分科会総会において選挙結果を報告し、総会がこれを承認した時に解散する。</li> </ol> <p data-bbox="201 1274 501 1303">(選挙権および被選挙権)</p> <ol data-bbox="217 1323 804 1592" style="list-style-type: none"> <li>5. 役員選挙権は当該選挙が行われる年度の正会員に付与され、被選挙権は当該選挙が行われる年度の前年度の正会員で、当該年度も引き続き正会員である者に付与される。<u>準会員及び名誉会員</u>には選挙権および被選挙権は付与されない。</li> </ol> <p data-bbox="201 1657 416 1686">(役員選挙の実施)</p> <ol data-bbox="217 1706 804 1975" style="list-style-type: none"> <li>6. 役員選挙の実施にあたっては、委員会は事務局の協力を得て選挙人および被選挙人の名簿を作成する。</li> <li>7. 選挙人に対して、改選すべき役員の種類と定員、所定の投票用紙、上記被選挙人名簿その他必要な書類を郵送する。郵送は当該</li> </ol>	<p data-bbox="826 421 1251 450"><u>体育史学会役員選出に関する規程</u></p> <p data-bbox="845 557 1232 586">(選挙管理委員会の組織・任務)</p> <ol data-bbox="861 607 1449 1211" style="list-style-type: none"> <li>1. 選挙管理委員会（以下委員会という）は本学会正会員の中から会長が委嘱した委員若干名によって構成される。</li> <li>2. 委員会は事務局の協力を得て役員選挙管理に関する業務を行う。</li> <li>3. 委員会は互選により委員長、副委員長各 1 名を選出する。委員長は委員会を代表し業務運営の責任を負う。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその任務を代行する。</li> <li>4. 委員会は当該役員選挙終了直後の分科会総会において選挙結果を報告し、総会がこれを承認した時に解散する。</li> </ol> <p data-bbox="845 1274 1145 1303">(選挙権および被選挙権)</p> <ol data-bbox="861 1323 1449 1592" style="list-style-type: none"> <li>5. 役員選挙権は当該選挙が行われる年度の正会員に付与され、被選挙権は当該選挙が行われる年度の前年度の正会員で、当該年度も引き続き正会員である者に付与される。<u>名誉会員</u>には選挙権および被選挙権は付与されない。</li> </ol> <p data-bbox="845 1657 1061 1686">(役員選挙の実施)</p> <ol data-bbox="861 1706 1449 1975" style="list-style-type: none"> <li>6. 役員選挙の実施にあたっては、委員会は事務局の協力を得て選挙人および被選挙人の名簿を作成する。</li> <li>7. 選挙人に対して、改選すべき役員の種類と定員、所定の投票用紙、上記被選挙人名簿その他必要な書類を郵送する。郵送は当該</li> </ol>

年度の分科会総会の1ヶ月前に投票が完了するように行うものとする。

8. 投票は無記名投票とし、会長は単記、理事は3名連記、監事は2名連記とする。
9. 選挙人は送付された所定の投票用紙により、所定の期日までに郵送によって投票を行う。所定の期日までに到着したものを有効とする。

(役員決定)

10. 開票は会長、理事、監事の順序で行う。
11. 投票順に上位から定数までの者を各役員の当選者とする。但し、理事当選者の中に会長当選者が入っている場合および監事当選者の中に会長および理事当選者が入っている場合には、これらを除いて当選者を決める。
12. 得票が同数の場合は、抽選によって決定する。
13. 役員に欠員を生じた場合には、次点者をもって残任期間中の役員に補充する。
14. 選出された理事の中に前事務局担当者が含まれていない場合は、事務引継後1年間に限り理事に加えることができる。
15. 開票手続きが終了した場合には、委員会は、役員当選者に内諾を得る。内諾が得られない場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。次点者が同票の場合は抽選で決定する。当選者の内諾が得られた場合、委員会は選挙結果を理事会および当該年度の総会に報告し、その承認を得る。

(平成22年5月9日改正)

年度の総会の1ヶ月前に投票が完了するように行うものとする。

8. 投票は無記名投票とし、会長は単記、理事は3名連記、監事は2名連記とする。
9. 選挙人は送付された所定の投票用紙により、所定の期日までに郵送によって投票を行う。所定の期日までに到着したものを有効とする。

(役員決定)

10. 開票は会長、理事、監事の順序で行う。
11. 投票順に上位から定数までの者を各役員の当選者とする。但し、理事当選者の中に会長当選者が入っている場合および監事当選者の中に会長および理事当選者が入っている場合には、これらを除いて当選者を決める。
12. 得票が同数の場合は、抽選によって決定する。
13. 役員に欠員を生じた場合には、次点者をもって残任期間中の役員に補充する。
14. 選出された理事の中に前事務局担当者が含まれていない場合は、事務引継後1年間に限り理事に加えることができる。
15. 開票手続きが終了した場合には、委員会は、役員当選者に内諾を得る。内諾が得られない場合は、次点者を繰り上げ当選者とする。次点者が同票の場合は抽選で決定する。当選者の内諾が得られた場合、委員会は選挙結果を理事会および当該年度の総会に報告し、その承認を得る。

16. 役員選挙後に招集された第1回理事会にて、理事のうち、事務局長1名、副会長1名を理事会構成員の互選により選出する。副会長は編集担当副会長とし、編集委員会

委員長を兼ねる。

〔付 記〕

次回役員改選時まで、学会設立前（平成 23 年 9 月 25 日時点）の体育史専門分科会役員（会長、事務局長、理事）が、体育史学会役員として会務を執行する。理事の内 1 名を、副会長とし、編集委員長を兼ねるものとする。体育史学会役員は会長、副会長、理事、および事務局長とする。

（平成 23 年 9 月 25 日制定）